

令和6年12月6日付 直監告示第11号により公表した監査の結果について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、直方市長から次のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和7年2月17日

直方市監査委員 大 場 亨  
直方市監査委員 中 西 省 三

市民部 健康長寿課 定期監査指摘事項措置状況報告

	指摘の内容	監査委員意見	講じた措置	完了(予定)時期
財務事務について	「保健福祉センター建設に伴う家屋事前調査業務委託」に関して、完了届の受理及び完了検査に対する承認の決裁権者は「部長」と思われるが、「課長」で決裁されている。	「直方市事務代決及び専決規則別表第1(第5条関係)では、1件100万円以上2000万円未満の検査・検収員は「課長」、検査に対する承認は「部長」とされている。同規則の別表に掲げられている専決区分を遵守し、適切に処理されたい。	直方市事務代決及び専決規則別表第1(第5条関係)の確認を行い、正しい決裁権者での決裁に改めた。直方市事務代決及び専決規則を改めて確認するとともに、今後は定めに準じた適正な事務処理に努めることを周知した。	令和6年 12月19日
文書事務について	「直方市高齢者保健福祉協議会委員」「直方市老人ホーム入所判定委員会委員」の委嘱に関して、いずれも委員会規則第3条で委員会の委員は市長が委嘱または任命するとされているものが、それぞれ副市長決裁、課長決裁となっている。	委員等の委嘱や任命など任用行為に関するものは、原則として任命権者の専権事項であり、当該各委員に関しても直方市事務代決及び専決規則により専決できる事項に掲げられていないため、決裁権者は「市長」と思われることから、適切な処理をされたい。	直方市事務代決及び専決規則を改めて確認するとともに、今後は定めに準じた適正な事務処理に努めることを周知した。	令和6年 12月19日